

## 第4章 鈴木遺跡の現状と課題

### 第1節 保存管理の現状と課題

現在、鈴木遺跡の史跡指定範囲は、遺跡の範囲内（周知の埋蔵文化財包蔵地）の一部にとどまっています。史跡指定範囲は一部分（コゲラの森）を除き、公有地となっており、小平市が管理団体として史跡地内の現状の維持、遺物・遺構の保護を行っています。

#### 1 現状

##### (1) 史跡指定地

- ア 史跡指定範囲は、大別して、鈴木小学校保存区、鈴木遺跡資料館用地、鈴木町1丁目390番地保存区、保存管理等用地、公園、市道、コゲラの森、その他に分けられます。
- イ 史跡指定範囲内にあるコゲラの森（特別緑地保全地区）は民有地を含んでいます。
- ウ 史跡指定地内の鈴木遺跡資料館用地には、鈴木遺跡資料館が設置されています。
- エ 指定地内はほぼ公有地であり、一部の民有地も特別緑地保全地区となっていることから地下の遺構は適切に保護されています。
- オ 指定範囲の中央に位置する保存管理等用地は、もともとは企業の施設が建っていたため、一部が破壊されているほか、埋設管や基礎等が遺されています。
- カ 史跡境界標が設置されていません。

##### (2) 史跡指定を目指す範囲

- ア 鈴木遺跡の史跡指定範囲は遺跡の範囲内（周知の埋蔵文化財包蔵地）の一部にとどまっているため、重要な遺構が存在する可能性の高い範囲のすべてが、史跡に指定されているわけではありません。
- イ 史跡指定されていない範囲については、周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、調査を必要とします。
- ウ 鈴木遺跡の範囲の大部分は、都市計画法上の第1種低層住居専用地域になっているため、大規模な開発の可能性はありませんが、地下室等の設置により破壊される可能性があります。
- エ 史跡指定されていない場所で、重要な遺構が存在する可能性の高い範囲があります。現状では民有地であり、住宅や店舗、企業ビルなどが建っています。

##### (3) 史跡から除外されている範囲

鈴木小学校用地と新小金井街道の敷設部分については、現状ではそれぞれの用途で活用されていること、調査がすべて終了していることから、史跡の範囲から除外されています。

#### 2 課題

##### (1) 史跡指定地

- ア 一部民有地を含んでいることから、今後の保存・活用・整備に当たっては、所有者の同意や公有化が必要となる可能性があります。
- イ 鈴木遺跡資料館は史跡指定地内に設置されていることから、史跡の将来的な保存・

活用のために、今後、史跡指定範囲外への移転を検討する必要があります。

ウ 今後整備を進めて、史跡境界標を設置する必要があります。

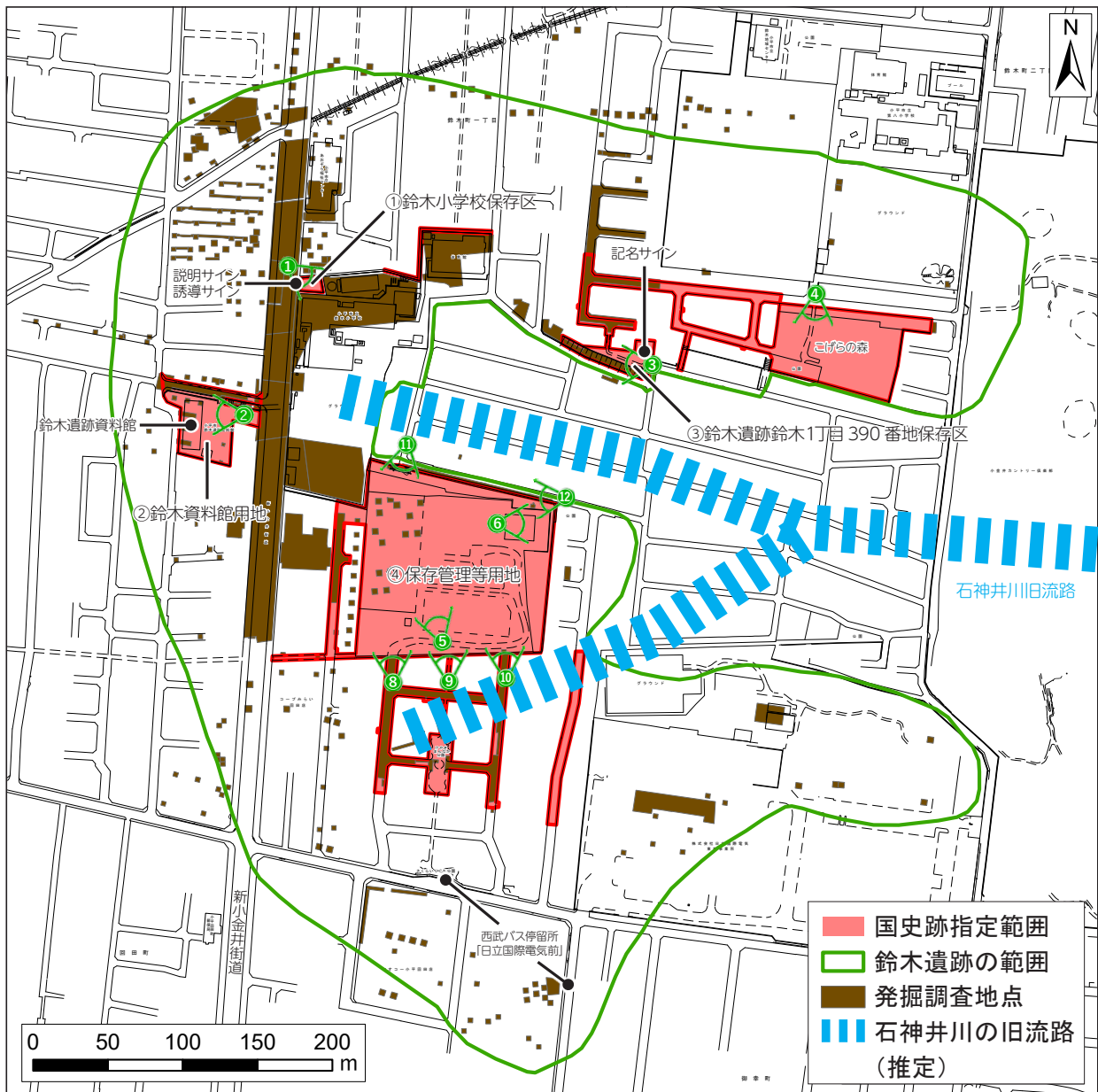
エ コゲラの森は特別緑地保全地区となっているため、萌芽更新や補植が必要となりますが、植栽については文化庁の許可を得る必要があります。

(2) 史跡指定を目指す範囲 (P.49 図 22 参照)

ア 遺構の毀損を防ぐために、掘削等を行わないように、土地所有者に理解協力を求める必要があります。

イ 史跡指定範囲外で、重要な遺構がある可能性の高い範囲については、土地所有者の同意を得て、追加指定を進め、場合によっては公有地化を検討する必要があります。

3 史跡指定地及びその周辺の現況



【図 20】 鈴木遺跡周辺現況図

(1) 鈴木小学校保存区

昭和49～50(1974～1975)年(表5集No.8)の調査において、発掘調査を行わずに保存された区域で、164.68㎡の面積があります。平成24(2012)年3月21日に東京都の史跡に指定されるなど保護が図られてきました。

鈴木小学校の北西に隣接し、現状では柵で囲われた空き地となっています。新小金井街道に面して、鈴木遺跡の説明看板と鈴木遺跡資料館への誘導サインが設置されています。



①：鈴木小学校保存区

(2) 鈴木遺跡資料館用地

新小金井街道を挟んで、鈴木小学校の西側に位置し、1,694.26㎡の面積があります。遺跡範囲の中でも遺構・遺物の包蔵が濃密と目される区域で、地下に良好に保存されています。平成24(2012)年3月21日に東京都の史跡に指定されるなど保護が図られてきました。

現状では、鈴木遺跡資料館が設置され、整備活用がなされています。詳細については、整備の項目で触れますが、昭和56(1981)年の開館後、平成9(1997)年に行った再整備からも四半世紀が経っていることから、今後史跡指定地外への移転・リニューアルの検討を行う必要があります。



②：鈴木遺跡資料館

(3) 鈴木町1丁目390番地保存区

谷頭部北側の台地南端部に位置し、786.00㎡の面積があります。北側に隣接する緩斜面部分の発掘調査(表5集No.52)では、石器集中部と礫群等が複数確認されており、遺構及び遺物が濃密かつ良好に保存されていると推定されます。また、谷頭部を取り巻く旧地形を良好に残した地点です。平成26(2014)年に小平市に寄付され、平成29(2017)年3月に東京都の史跡として追加指定され、保護が図られてきました。

現状では南面に擁壁、北面に住宅地に接する緑地があり、保存区へのアプローチは、擁壁に設けられた階段と住宅地の間を通る通路となります。



③：鈴木町1丁目390番地保存区

(4) コゲラの森

谷頭部の北東に位置し、3,023.00㎡の面積があり、そのうちの661.00㎡が公有地で、2,362.00㎡が民有地となっています。鈴木町一丁目特別緑地保全地区として指定され、保全計画のもと現状の植生が、保護されてきました。

平成7(1995)年にコゲラの森の北東に接する部分で発掘調査が行われましたが、調査対象を八小遺跡と同様に奈良・平安期までの掘り下げとしたため、遺構・遺物は検出されていません(表5集No.27①)。

現状では、雑木林となっており、隣接する八小南公園と併せ市民の憩いの場として機能し



④：コゲラの森



ています。

(5) 保存管理等用地

旧谷頭部の南側台地上に位置し、南側隣接地の発掘調査(表5集 No.54)では、埋没した小支谷の跡や遺物の集中が認められ、本地点の旧地形が明らかとなっています。他の保存区と同様に遺構及び遺物が濃密かつ良好に保存されていると推定され、谷頭部を取り巻く旧地形を良好に残した地点です。同地には、農林中央金庫小金井研修所が昭和39(1964)年に設置され使用されてきましたが、遺構・遺物が濃密に包蔵されていることが明らかことから、廃止に伴い平成26(2014)年に農林中央金庫から小平市へ寄付されました。面積は約13,810.85㎡と保存区の中で最大です。平成29(2017)年3月には東京都の史跡として追加指定され、保護が図られてきました。

小平市への寄付後に、研修所に附属する建物やプール等の施設の撤去が行われましたが、地下の遺構・遺物を保護するために、基礎部分や埋設管等が手つかずで残されています。保存管理等用地は、北面と東面は高低差により擁壁となっており、北西側で鈴木小学校と鈴木小南公園、北東側で回田町第2公園に接するほかは、周囲は住宅地となっています。北側擁壁部分に旧研修所の裏口門がありますが、現在封鎖されています。保存管理等用地へのアプローチとしては、南側の住宅地の間には3か所入り口があるほか、鈴木小南公園からのアプローチが考えられます。



⑤：保存管理等用地内プール跡



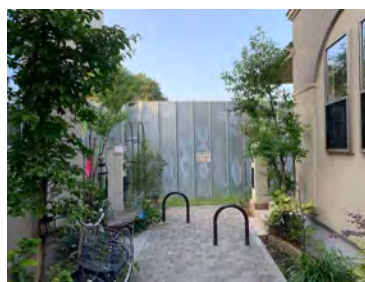
⑥：保存管理等用地内研修所跡



⑦：保存管理等用地内テニスコート跡



⑧：保存管理等用地  
南西側アプローチ(道幅約7.0m)



⑨：保存管理等用地  
南側アプローチ(道幅約2.0m)



⑩：保存管理等用地  
南東側アプローチ(道幅約6.0m)



⑪：保存管理等用地  
旧研修所の裏口門



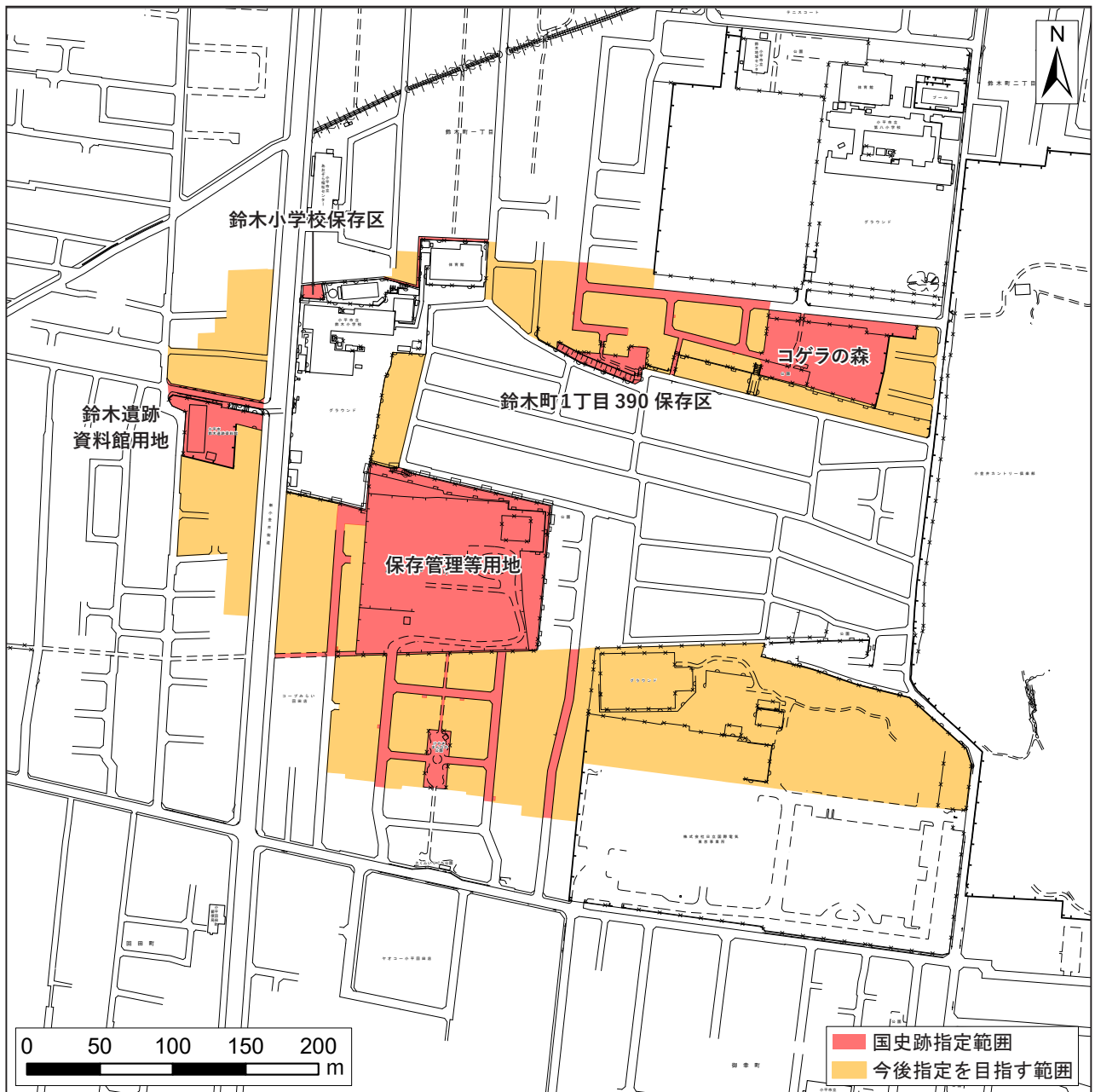
⑫：保存管理等用地  
北側擁壁





【図 21】 現況の航空写真

史跡 鈴木遺跡の現状と課題		現状	課題			備考	
			①保存	②課題	③整備		
史跡指定地	A-1	鈴木小学校保存区	市有地、維持管理	◎	○	了	
		鈴木遺跡資料館用地	市有地、活用中	○	○	(-)	
		鈴木町1丁目390番地保存区	市有地、維持管理	◎	○	了	
		保存管理等用地	市有地、更地化完了	◎	未	未	
		コゲラの森	民有地、活用中	◎	○	(-)	一部市有地、特別緑地保存地区
	A-2	公園	市有地、活用中	○	○	-	
史跡化を目指す範囲	B	市道	市有地、活用中	○	○	-	
		住宅、店舗	民有地	未	未	未	
当面史跡から除外されている範囲		日立国際電気	民有地	未	未	未	
		鈴木小学校用地	市有地、活用中	記録保存	-	-	発掘調査終了
		新小金井街道	都有地、活用中	記録保存	-	-	発掘調査終了



【図 22】 鈴木遺跡の国史跡指定についての状況



## 第2節 調査研究の現状と課題

鈴木遺跡は長期にわたる発掘が行われ、出土品や調査研究の成果は膨大なものとなっています。また、今後も発掘や調査研究により、その本質的な価値が高まることが見込まれます。ここでは、今後必要となる調査研究の現状と課題を整理します。

### 1 現状

#### (1) 鈴木遺跡（史跡）

発掘調査が行われていない範囲があります。

#### (2) 総括報告書

鈴木遺跡のこれまでの調査研究成果は、総括報告書としてまとめられましたが、一部に補足すべき部分が残されています。

#### (3) 出土遺物

鈴木遺跡の出土遺物には重要な遺物が多数存在しますが、数が膨大であり、現在の観点からでは、再報告、再分析を要するものが多数存在します。

### 2 課題

(1) 史跡の未発見の価値を発見・確定させるとともに、遺構範囲確認のため未実施の範囲について発掘調査を行う必要があります。

(2) 鈴木遺跡の潜在的価値を顕在化させるとともに、学術的成果を公表するために総括報告書の補足を行い発行・発信する必要があります。

(3) 出土遺物について十分な調査を行い、学術的成果として公表するとともに、価値の認められるものについては文化財としての認定を目指すなど、より広くその価値が認識されるよう図る必要があります。

### 第3節 活用の現状と課題

#### 1 活用

##### (1) 現状

- ア 鈴木遺跡北側にある鈴木小学校保存区の説明看板を除くと、鈴木遺跡を示す解説看板等がありません。また、史跡指定地外も含め鈴木遺跡を示す、あるいは誘導するサインは限定的です。
- イ 鈴木遺跡は旧石器時代遺跡であることから、露出した遺構はなく、現状では整備が行われていないため、指定地の見学だけでは史跡の本質的価値が十分に伝わっていません。
- ウ 史跡指定範囲（鈴木遺跡資料館用地）に鈴木遺跡資料館が設置されており、出土遺物や地層標本等の展示が行われています。
- エ 鈴木遺跡資料館では、教育普及活動として学校利用等を受け入れているほか、鈴木遺跡のガイドブック等を刊行して配布しています。
- オ 鈴木遺跡の情報発信は、外郭団体のこだいら観光まちづくり協会を通じて行われているほか、公的な刊行物やリーフレットのほかは市ホームページによる発信にとどまっており、SNS 等による発信は行われていません。
- カ 次ページに示すような市民を対象とした各種の啓発イベントが定期的に行われています。

##### (2) 課題

- ア 史跡の活用のため、サイン類や遺構の平面表示・植生復元等の整備を行い、見学者に鈴木遺跡の本質的価値を伝えられるようにする必要があります。
- イ 史跡の指定範囲が広範囲に広がっているため、今後整備を進めながら動線の設定を検討する必要があります。
- ウ 今後整備を進めながら、史跡指定範囲外に誘導サインを設置し、鈴木遺跡を周知する必要があります。
- エ 幅広い層に鈴木遺跡の存在と魅力を伝えるために、史跡独自の SNS 等を活用した情報発信を検討していく必要があります。
- オ 鈴木遺跡の情報発信の大部分が日本語のみのため、将来的には多言語対応を検討する必要があります。
- カ 学校教育や生涯学習の場として活用されるよう、学校や社会教育関係機関、地元関係者との連携を強化する必要があります。
- キ 史跡の活用に求められる需要を把握するため、活用状況を調査する必要があります。
- ク 史跡指定地の大半は公有地となっていますが、その多くが住宅地に面しているため、活用に当たっては防災・防犯に十分に配慮する必要があります。



【表8】過去のイベント開催状況・遺跡現地説明会等

## 1. 文化財講演会

開催日	講師	テーマ	参加者数(人)
平成26年6月21日(土)	稲田孝司	鈴木遺跡の成り立ちと黒曜石の獲得	288
平成28年3月26日(土)	小田静夫	鈴木遺跡と日本の旧石器時代研究	38
平成29年3月18日(土)	小菅将夫	岩宿遺跡と鈴木遺跡	56
平成29年11月23日(木)	小平市学芸員	文化財特別展ギャラリートーク	29

## 2. 文化財特別展

開催日	テーマ	会場
平成26年6月21日(土)、22日(日)	ミニ展示 鈴木遺跡-最近の発掘調査-	ルネこだいら展示室
平成26年10月24日(金)～11月24日(日)	こだいらの遺跡-鈴木遺跡発掘-	小平ふるさと村
平成28年2月10日(土)～5月29日(日)	見えてきた鈴木遺跡のすがた	鈴木遺跡資料館展示室
平成29年10月7日(土)～平成30年3月18日(日)	鈴木遺跡出土の黒曜石と礫群	鈴木遺跡資料館展示室
平成30年2月8日(水)～5月22日(水)	鈴木遺跡と江戸東京	鈴木遺跡資料館展示室
令和2年2月22日(土)～3月29日(日)	鈴木遺跡の文化層と黒曜石	鈴木遺跡資料館展示室

## 3. 文化財体験講座

開催日	講師	テーマ	参加者数(人)
平成25年8月25日(日)	竹花宏之	ナイフ形石器を作ろう!	41
平成26年8月2日(土)	竹花宏之	ナイフ形石器を作ろう!	34
平成28年8月6日(土)	竹花宏之	ナイフ形石器を作ろう!	49
平成29年11月11日(土)	竹花宏之	ナイフ形石器を作ろう!	5
令和元年10月20日(日)	竹花宏之、竹花美保	ナイフ形石器を作ろう!	16
令和4年8月6日(土)	竹花宏之、竹花美保	ナイフ形石器を作ろう!	29

## 4. 遺跡ウォーク

開催日	講師	テーマ	参加者数(人)
平成25年11月2日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	20
平成26年6月20日(金)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	30
平成26年6月23日(月)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	31
平成26年11月15日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	38
平成27年10月24日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	19
平成28年10月25日(土)	小平市学芸員	こだいら文化財めぐり	21
平成29年2月11日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	19
平成29年11月18日(土)	小平市学芸員	こだいら文化財めぐり	14
平成30年10月27日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	8
令和元年11月23日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	12
令和4年3月26日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	52

## 第4節 整備の現状と課題

鈴木遺跡の整備については、鈴木遺跡全体と、これから活用にあたって整備が行われる保存区に分けて現状と課題の整理を行います。

### 1 鈴木遺跡全体

#### (1) 現状

鈴木遺跡は、これまで保存区の整備が行われたほかは、鈴木遺跡資料館の設置や一部のサインが設置されているのみで、整備により実現すべき史跡の保存活用が十分に行われていません。そのため、鈴木遺跡資料館を除くと駐車場やトイレなどの便益施設もなく、遺跡ウォークなどに支障をきたしています。

#### (2) 課題

鈴木遺跡の整備について、具体的な内容や実施計画等を定める整備基本計画を策定し、体系的、効果的な整備を計画的に行う必要があります。また、史跡指定範囲の大半は公有地となっていますが、その多くが住宅地に面しているため、整備に当たり地域住民への配慮が必要となります。

史跡内には基本的に駐車場や便益施設などを新たに建設することができないため、これらを史跡範囲外に設けることを検討する必要があります。

### 2 保存区

#### (1) 現状

ア 4つある保存区のうち、保存管理等用地については整備が完了していません。

イ 保存管理等用地には北側に1か所階段が、南側に3か所入り口があります。

ウ 鈴木遺跡資料館は老朽化が見込まれ、将来的には建て替えを行う必要がありますが、史跡指定範囲内にあるため、増築を含め掘削を伴う工事を行うことができません。

エ 石神井川の源流部を取り囲む地形的特徴をもつ鈴木遺跡では、必然的にかつての流路を見下ろす場所に大きな高低差が生じています。指定範囲についてみると、保存管理等用地の西辺、北辺、東辺、鈴木町1丁目390番地保存区の南辺、東辺、及び鈴木小南公園の北辺に土留めのための擁壁が設けられています。

#### (2) 課題

ア 保存管理等用地は北側と南側にアプローチがありますが、ともに住宅地に面しているため、整備や活用にあたっては、住民への配慮を行う必要があります。

イ 保存管理等用地には、埋設管や建物基礎等が残されているため、整備にあたっては、遺跡の保存を優先しつつ、安全面も配慮した形で、これらを取り込んでいく方法を検討する必要があります。

ウ 鈴木遺跡資料館については、ガイダンス施設としての機能を加え、将来的に史跡の範囲外に移転する方向での検討を行う必要があります。

エ 擁壁は、常にその状態に注意を払っておく必要があるばかりでなく、定期的に専門業者による健全度の確認を行っていく必要があります。

## 第5節 運営・体制の整備に関する現状と課題

### 1 現状

鈴木遺跡保存管理等用地は鋼板フェンスで周囲を覆われていて、地域に住む人にとっても、内部をうかがうことがほとんどできない状態です。鋼板フェンスの安全点検や、植栽の維持管理、除草剪定作業は業者に委託するなどして実施しています。その他の保存区や鈴木遺跡資料館用地は業者に委託して植栽の維持管理を行っていますが、雑草が急速に繁茂する時期にはその速度に除草作業が間に合わず、毎年、隣接する住民から除草や剪定への要望が頻繁に寄せられています。

### 2 課題

除草、剪定を含む植栽等の維持管理に関しては、公的な業務として行うものに加え、ボランティア活動のような、地域の方々からの協力を得て実施する部分も設定することにより、地域の財産としての遺跡として関心と愛着をもってもらう方向も積極的に検討しなくてはなりません。また、そのための体制の構築はもちろん、器材置き場や休憩スペースなどの設置も検討していく必要があります。



## 第5章 大綱・基本方針

### 第1節 大綱

鈴木遺跡は、武蔵野台地の湧水地に営まれた大規模かつ長期間にわたる後期旧石器時代の遺跡で、現在もその遺構・地形を良好に残しています。発掘調査の成果からは、後期旧石器時代を通じて連続と続いたおびただしい人間活動の痕跡があきらかとなり、鈴木遺跡の立地と景観とが際立った特徴をもち、それは江戸時代以降の人々の生活にも影響を与えていました。そして、その一部が現在も保たれています。

こうした要素は、鈴木遺跡の本質的価値を示すものであり、次世代へ確実に継承していかなくてはなりません。そのために第4章において、整理した現状と課題から、今後鈴木遺跡が目指す将来の姿を、大綱として以下のとおり定めました。

**比類なき鈴木遺跡、原始の遺産を市民と共に守り育む**

### 第2節 基本方針

#### 1 保存

第3章第2節で示したような鈴木遺跡のもつかけがえのない価値を、着実に後世に継承します。

遺構が良好に残る保存区や当時の地形を容易に体感できる環境を維持するために、指定地や指定を目指す範囲を中心に必要な整備を進めるとともに、その有効な維持管理を行います。また、これまでの調査での出土遺物などの適切な保存管理を行っていきます。

#### 2 調査研究

鈴木遺跡が私たちに伝える後期旧石器時代の厳しい環境下での人々の営みを垣間見ることのできる価値や魅力について、より多く明らかにし、潜在的価値を顕在化していくための調査研究を進めます。

後期旧石器時代を通じて、研究を行うことのできる貴重な遺跡であり、12万点におよぶ石器群の研究をこれからも行っていく必要があります。そのため、遺跡の正しい理解や、適切な保存活用を行うために、追加的な学術調査を行ったり、保管されている調査記録や遺物等の資料の再整理、再分析を行っていきます。

#### 3 活用

鈴木遺跡のもつ豊かな内容と価値を、広く知っていただけるよう発信に努めます。

案内や解説を行うサインや説明看板を含めた現地での整備を行います。将来的にガイダンスや展示、保管等を行う施設を設置します。各種イベントの実行、さらにはインターネットや印刷

物などの多様な媒体を通じた発信、学校や関連団体との連携などを通じて鈴木遺跡の正しい理解や関心を深めていきます。

#### 4 整備

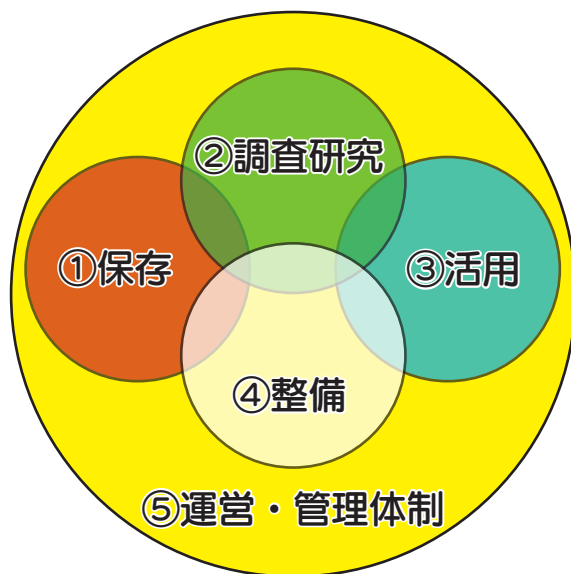
鈴木遺跡を育んだ地形的特徴を、後世の土地利用の記録や痕跡、現在の景観、土地の凹凸など、関連する諸要素と結び付けて整備をしていきます。

石神井川のかつての水源や流路という地形上の特徴が遺跡に何をもたらしたのかについて、実際に観察したり体験したりしていただくとともに、鈴木遺跡の代表的な遺物や石材のあり方、その後の人間活動のありさまや移り変わりを知っていただき、遺跡に対する愛着や理解を深めていけるようにします。

#### 5 運営・体制の整備

鈴木遺跡の保存、管理、運営を、地域の方々や関連する組織等と協力して進めていく体制を作ります。

市街地化し、周辺に人家の多い地域にあるため、鈴木遺跡のあるべき保存や活用は、行政のみが担うのではなく、地域や市民の皆様との協力を得ながら、ともに手を携えて遺跡のあるまちづくりをはじめ、地域の活性化を進めていく方策を探っていきます。



【図 23】 5つの基本方針の関係性のイメージ

## 第6章 保存

### 第1節 保存の方向性

鈴木遺跡に関する調査・研究を継続し、新たな価値の発見や、遺構の残存状況の把握に努め、適切な保存を行い、指定地周辺の遺跡範囲（埋蔵文化財包蔵地）についても、土地所有者や関係機関等と連携し、一体的な保存を図ります。また、鈴木遺跡の保存に対する考え方を、遺構の立地や周辺環境に応じて下記で示す地区区分ごとに明示するとともに、史跡の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為に対し、取扱基準を設定し、本質的価値が損なわれないよう、保存の手法を定めます。

また、これらに隣接する地域においても、遺跡の地形や景観への配慮を促していく方策を検討します。

### 第2節 保存の方法

#### 1 地区区分の設定（図 23）

鈴木遺跡の地区区分は、鈴木遺跡の現状の指定範囲の確実な保存と将来的な遺跡の保存を踏まえて、A区・B区・C区の3区に区分します。

A区は、史跡指定範囲内で史跡の本質的価値を構成する主要遺構が確認されている区域です。B区は、重要な遺構が存在している可能性が高く、将来的には追加指定や公有化を検討する区域です。C区はA・B区を除く遺跡範囲内で、確認調査等を行い遺構の確認を行う必要性のある区域や活用のために必要な区域が含まれています。

##### (1) A区：史跡指定範囲

A区は保存と活用の観点から、土地利用の状況によりA-1区（保存区）及びA-2区（現状道路等に利用されている区域）に細分します。

##### ア A-1区（保存区）

管理等用地を含め保存区として、保存されており、活用等を図ることのできる範囲です。大部分が公有地となっていますが、コゲラの森など一部に民有地が含まれています。基本的に現状のままの保存を前提とします。

##### イ A-2区（現状道路等に利用されている区域）

道路等として利用されており、全て公有地となっています。現状では積極的な保存と活用を検討する事が難しい区域であり、現状での継続管理を前提とします。

##### (2) B区（今後保護を目指す範囲）

重要な遺構が確認されていたり、存在する可能性の高い区域です。現状では住宅や店舗、企業ビル等が建っています。全て民有地となっているところから、今後地権者への丁寧な説明等を行い、指定に向けた同意を目指します。

##### (3) C区（A・B区以外の遺跡範囲）

C区はA・B区以外の遺跡範囲です。調査がすべて終了し、当面それぞれの用途で活用



されている鈴木小学校用地と新小金井街道は含みません。周知の遺跡としての手続きを踏みながら保護につとめます。

## 2 各地区の保存の方法

【表9】地区区分と保存の方法

区分		保存の方法
史跡指定範囲内	A-1区 (保存区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構の毀損や滅失がないよう適切な保存を図ります。</li> <li>史跡の支障となる要素については、史跡に影響を与えない範囲で移転・除去などの整理を進めます。</li> </ul>
	A-2区 (現状道路等に利用されている区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構の毀損や滅失がないよう適切な保存を図ります。</li> <li>基本的に現状維持とし、道路や上下水道管等の工事の際は、遺跡の毀損に留意したものとします。</li> </ul>
史跡指定範囲外	B区 (今後保護を目指す範囲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構の保存を原則とし、所有者の理解協力を求めます。現状では周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図ります。</li> <li>遺構を含む可能性が高いことから、追加指定や公有化を検討します。</li> <li>地下遺構の適切な保存を図るため、遺構が誤って毀損されないように、遺構が検出された深さの周知を行い、地下遺構に影響を及ぼすと思われる行為や構造物や工作物の設置については、所有者の理解協力を求めて、地下の遺構の保存を図ります。</li> </ul>
	C区 (A・B区以外の遺跡範囲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存のために、調査を行い今後の保護について検討を行います。</li> <li>遺構が存在した場合、遺構の毀損や滅失がないよう、遺構が検出された深さの周知を行い、所有者の理解、協力を求めて保存を図ります。</li> <li>調査を行い、今後の保護について検討を行います。</li> </ul>

## 3 出土遺物の保存管理

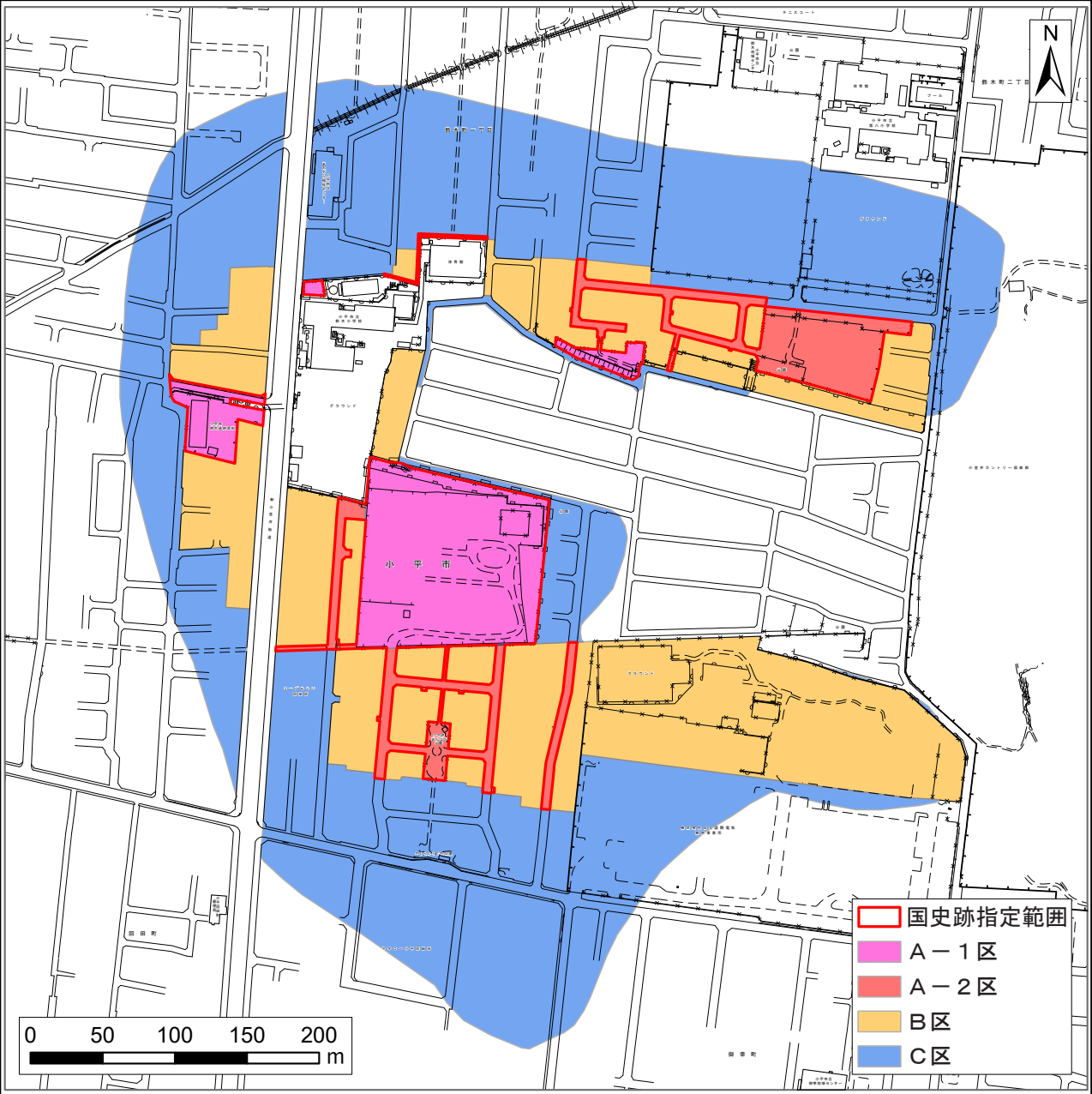
出土遺物は鈴木遺跡の構成要素であり、本質的な価値を示すものであるため、火災をはじめ各種災害対策を含め適切な保存と管理を図ります。

## 4 植生の管理

史跡保存の観点から、史跡内の植生を調査し、適切な管理を行うとともに、保存管理等用地などでは往時の植生の復元を検討していきます。特にコゲラの森は特別緑地保存地区となっており、保全計画に基づく植生管理(萌芽の更新や補植等)が行われることから、植栽にあたっては文化庁と十分な協議を行った上で、許可を得て行います。

## 5 文化財の防災

保存管理等用地や鈴木1丁目390番地保存区の周囲にある擁壁の維持管理や定期的な点検などを行い、震災や各種災害からの保存を図ります。



【図 24】 鈴木遺跡の地区区分

### 第3節 現状変更等の取扱方針及び基準

#### 1 現状変更等の対象となる行為

##### (1) 現状変更等について

文化財保護法第125条に基づき、史跡においてその現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を必要とします。

現状を変更する行為は、掘削を伴う工事など、史跡に物理的、作為的変更を加える行為を指し、保存に影響を及ぼす行為は、重量物を積載した車両の度重なる通行など、物理的には史跡の現状を変更しないものの、将来にわたり史跡の保存に支障をきたす行為を指します。

現状変更等のうち一部は、文化財保護法第184条及び文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、小平市教育委員会が許可等の事務を取り扱います。この規定に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準として、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（以下「事務処理基準」という。）が定められています。

##### (2) 現状変更等の内容

鈴木遺跡においては、以下の行為が、現状変更等として想定されます。

- ア 木竹の伐採、伐根、植栽、植樹
- イ 土地の掘削、切土、盛土等の土地の形状の変更を伴う行為
- ウ 発掘調査等の学術調査
- エ 史跡の保存や活用、整備にかかわる行為

また、史跡の追加指定が行われた際には、以下の行為が現状変更として想定されます。

- ア 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- イ 工作物等の設置、改修、除却

#### 2 現状変更等の取扱基準

##### (1) 現状変更等の取扱方針

現状では史跡指定範囲の大半が公有地となっておりますが、追加指定が行われることを考慮して現状変更の取扱い基準を次のように設定します。

史跡指定地内で、史跡の本質的価値に影響を及ぼす現状変更等は、原則として認めません。ただし、保存活用に資するために計画される調査研究及び整備、史跡の管理上必要な行為のほか、住民の生活に関わるものや、公益・公共的施設、防災関連施設、便益施設に伴う現状変更等は、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるものは認めます。

許可に当たっては、史跡指定地内で行う必然性があること、史跡への影響が必要最小限であること、土地の形状の変更や景観に与える影響等が最小限であること等の条件を踏まえることとします。なお、地下遺構の遺存が予想される範囲内においては、必要に応じて小平市教育委員会による事前の発掘調査を実施し、その結果により必要に応じて計画の変更等により遺構の保護を図ります。



## (2) 現状変更等の許可申請の範囲

鈴木遺跡における、現状変更等許可申請の対象となる行為は以下のものが想定されます。

## ア 発掘調査等学術目的のための調査

鈴木遺跡の保存活用を目的とする遺構の保存を前提とした最小限の範囲の調査

## イ 史跡の保存、活用、整備上必要な行為

(ア) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた標識及び境界標等の設置

(イ) 史跡の保存、活用、整備上必要な建築物の新築、増築、改築、改修、除却

(ウ) 史跡の保存、活用、整備上必要な工作物の設置、改築、改修、除却

(エ) 遺構保護のため行う盛土等、史跡の保存、復旧のために行う行為

(オ) 学術調査の成果を踏まえた活用のための遺構整備及びこれに伴う土地の形質の変更

(カ) 木竹の伐採、伐根、植栽、植樹

(キ) 史跡の保存、活用のための整備に伴う地形の改変

## ウ 公益上必要な行為

(ア) 電柱、電線、上下水道管等の改修、整備

(イ) 既存の市道の補修

## エ 土地所有者及び周辺住民の日常生活に必要な行為

(ア) 建築物の新築、増築、改築、改修、除却

(イ) 工作物の設置、改築、改修、除却

## (3) 小平市教育委員会が許可等の事務を取り扱う行為

文化財保護法第 125 条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、文化財保護法第 184 条及び施行令第 5 条第 4 項の規定に基づき、小平市教育委員会が許可、取消し、停止命令の事務を取り扱うものは下記のとおりです。これらの行為に対する許可事務の処理は、「事務処理基準」に基づいて行います。

ア 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有さない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

イ 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る）。又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ウ 文化財保護法第 115 条第 1 項（文化財保護法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡の管理に必要な施設の設置又は改修

エ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

オ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

カ 木竹の伐採

キ 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

(4) 現状変更等許可を要しない行為

文化財保護法第125条第1項ただし書の規定により、現状変更等のうち維持管理の措置を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微である場合については、現状変更等の許可を必要としません。ただし、毀損が生じた際は文化財保護法第33条による毀損届を、毀損箇所の復旧を行う場合は、法第127条による復旧届をそれぞれ文化庁長官に提出する必要があります。

維持の措置の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」に以下のように定められています。

ア 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

イ 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

ウ 史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(5) 現状変更等に当たらない行為

現状変更等に当たらない行為として、想定される行為は以下のとおりです。

ア 改築等を伴わない既存施設等の維持管理行為、便益施設の維持管理に伴う措置（施設等の清掃・保守点検、簡易な補修、街灯等の清掃・保守点検、路面の清掃及び簡易な補修、柵等の補修）

イ 清掃、除草、植生の日常的な手入れ（枯損木処理、支障枝せん定、草刈等）等の日常的な維持管理行為

また、追加指定が行われ、その範囲が生産緑地に含まれている場合は、下記の行為が想定されます。

ウ 遺構面に及ばない深度の耕作、農業行為

3 地区区分ごとの現状変更等の取扱基準

(1) A-1区

史跡指定地内での工事等の現状変更は、原則として認めません。ただし、史跡の保存、活用、整備に必要な発掘調査等の学術調査及び工事等に関しては、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。

(2) A-2区

A-1区同様、現状変更は認めませんが、行政や地域住民等の生活に関係するものについては、遺構が保存でき、景観が損なわれない措置が講じられる場合にのみ認めます。

(3) B区

B区は今後史跡指定を目指していく範囲であるため、遺構の保存を原則とし、所有者の理解協力を求めますが、現状では文化財保護区における埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いを行っていきます。

## (4) C区

C区は史跡範囲外であるため、文化財保護法における埋蔵文化財包蔵地、都市計画の用途地域に準じます。

## 第4節 追加指定・公有化について

史跡指定地の周辺は大半が私有地となっています。鈴木遺跡の本質的価値を守っていくために、重要な遺構・遺物を包蔵していると推定される場所では、土地所有者に史跡の価値を伝えるなどして、理解と協力を得られるよう努め、その同意を得て、史跡への追加指定を行っていきます。

一方で、開発等の事案に対しては、必要に応じて土地の公有化を含めて対応するなど、保護を検討していきます。



## 第7章 調査研究

### 第1節 調査研究の方向性

史跡の本質的な価値をより明確にし、適切な保存活用を図るために、遺構の範囲や現状を確認するための調査を行います。また、史跡の活用、整備に必要な発掘調査の実施や、出土品の調査研究の実施を検討します。

### 第2節 調査研究の方法

#### 1 史跡指定範囲内

- (1) 遺構を適切に保存するために、遺構の範囲や内容の確認調査、遺構の破損状況調査等を行います。
- (2) 遺構の復元や表示等の活用、整備に必要な情報を得るために必要な場合は、発掘調査等を行います。また、遺構への影響を最小限にするため、地中レーダー等の発掘調査以外の調査方法を検討します。

特に発掘調査については、史跡の重大な現状変更に当たることから、調査目的を明確にし、調査が史跡の本質的価値に及ぼす影響を踏まえ、最小限の範囲で発掘調査を行うよう、十分な検討を行うこととします。

- (3) 指定地周辺で遺構があると推定される範囲については、発掘調査等の調査を検討します。
- (4) 調査の現状や成果を発掘調査現地説明会や市ホームページ等で随時公開するとともに、調査終了後に発掘調査報告書等を刊行し、学術的な成果を広く公開します。

#### 2 総括報告書の補足

既存の調査研究において、総括報告書で検討が及ばなかった項目について補足的な調査を行うほか、黒曜石の蛍光X線分析による産地推定が大きな成果をもたらしたことを踏まえ、未分析資料の追加分析を行うことなどを通じて、鈴木遺跡の本質的価値を高めるとともに、成果の発信を行います。

#### 3 出土遺物

鈴木遺跡から発掘された出土遺物には、旧石器時代を代表する石斧等の重要な遺物が含まれています。また既往の報告書の一部では、さまざまな制約から実測図の作成、掲載といった資料化が十分に行えなかった遺物が残されていることから、それらの再整理を行い、文化財としての価値の底上げを図ります。

## 第8章 活用

### 第1節 活用の方向性

第5章の大綱で、「市民と共に守り育む」とうたっているように、小平市を代表する文化財として市民が親しみと誇りを持ち、学校教育や生涯学習の場で活用してもらえるよう、鈴木遺跡の本質的価値を体感できる環境づくりや情報発信を行います。また、旧石器時代遺跡を有する周辺自治体と連携した活用や様々な層の方への情報発信の手法を検討し、地域づくりや観光につながる活用を推進します。

一方、遺跡の包蔵地に住宅地が広がる都市型の史跡としての特性から、活用に係る各種事業の計画及び実施に当たっては、地元自治会や関係者など、地域住民との協働、あるいは学校、公民館といった公共施設や近隣自治体、周辺の観光施設等との連携を行うことで、地域に根ざした活用を図り、より多くの市民や組織が参画できるようにします。

### 第2節 活用の方法

#### 1 鈴木遺跡保存管理等用地

- (1) 鈴木遺跡の保存区の中でも広大な面積を有する保存管理等用地を、史跡広場として旧石器時代の鈴木遺跡の立地や環境、景観などが体感できるような整備を行い、体験型のイベントの開催や、旧石器時代遺跡を有する周辺自治体と連携したイベントの開催等を検討して、楽しみながら旧石器時代を学ぶことのできる活用を目指します。
- (2) 鈴木遺跡保存管理等用地の、現地での学習支援等、学校教育や生涯学習との連携を図り、積極的な活用に結び付けるなどの仕組みづくりを検討します。
- (3) 旧石器時代遺跡や旧石器時代の環境・立地に関係した遺跡ウォーク等、様々な視点での講座を模索し、幅広い層の方に鈴木遺跡を周知する取組を検討します。
- (4) 学校や生涯学習のための講座等の実施に当たり、アンケート調査等を行い、ニーズに合わせて活用内容の見直しを行います。

#### 2 鈴木遺跡資料館の活用

##### (1) 出土遺物の公開・展示

鈴木遺跡の構成要素であり、本質的価値を示す出土遺物を展示することにより、鈴木遺跡と旧石器時代の魅力を見学者に伝えます。常設展示は定期的に更新し、最新の研究成果を反映させたものとするとともに、リピーターを飽きさせないような工夫を行います。特別展（企画展）については、他市町村や博物館と連携した事業を検討します。

##### (2) 企画性に富み開かれた資料館

資料館や史跡指定地を利用した体験学習や史跡見学、講座などのイベントを定期的の実施するほか、市民団体や地域との協働事業を行い、見学者に様々な体験を提供します。また、申し込み不要で参加できるイベントの企画や体験学習メニューを設けるなど、気軽に見学者が参加できる環境の整備を検討します。

(3) 憩いの場・交流拠点としての資料館

市民団体や地域との協働事業を行い、市民活動や地域との連携を深めるとともに、ボランティア等の人材育成の拠点とするなど、鈴木遺跡と資料館を中心としたコミュニティを形成し、市民の憩いの場・交流拠点となることを目指します。

(4) 旧石器時代研究の拠点

最新の調査研究成果を元にした定期的なシンポジウムの開催や、他の博物館や大学と協同・連携した研究を行う等、継続的で充実した調査研究活動を行い、旧石器時代研究の交流拠点となる施設と体制を検討します。

### 3 情報発信・周知

(1) 鈴木遺跡への興味関心を高めてもらえるよう、鈴木遺跡や旧石器時代の魅力、調査研究の成果や整備の過程等をパンフレット、市ホームページ等により発信し、最新の情報を市民と共有します。

(2) 刊行物や案内看板等による周知については、海外からの来訪者、観光客等も想定し、英文による表記や多言語化を検討します。

(3) 鈴木遺跡の本質的価値や歴史的環境・景観を体感できる情報発信の手段として、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）といった各種技術の利用を検討します。

(4) 保存管理等用地、鈴木遺跡資料館を含めた各保存区・施設や案内看板（サイン）、解説板等を有機的に結びつけて、楽しみながら遺跡の地形や景観を学んでいけるよう工夫していきます。

### 4 文化資源との連携

(1) 小平市内には、玉川上水や野火止用水、小川分水をはじめとする数多くの用水路が走り、旧街道沿いの道端、寺社の境内などには、庚申塔や馬頭観音などの石造物を見ることができます。また街道から直角に細長い敷地が連なっていた短冊形地割を含め、市内では近世以降に開発が行われた新田農村の面影を随所に見ることができます。こうした近世の新田農村に由来するさまざまな文化資源を、鈴木遺跡の本格的な調査のきっかけとなった水車遺構や水田跡と結びつけ、歴史的記憶として伝えていくことによって、地域への愛着を深める手立てとして行きます。

(2) 鈴木遺跡の名のもととなった鈴木新田には「鈴木ばやし」という伝統芸能が伝えられており、また市内にある古民家園「小平ふるさと村」には、鈴木遺跡範囲内の一角にかつて建っていた神山家主屋が移築復元されているほか、神山家主屋がもともとあったとされる小金井市には江戸東京たてももの園があり、多摩地域や東京都心部の縄文時代から近現代にいたる建物が移築復元されており、展示施設やビジターセンター、ミュージアムショップ等も併設されています。このたてももの園の収蔵庫には、鈴木遺跡の前身である回田遺跡の遺物や、鈴木遺跡の範囲内に所在する八小遺跡の出土遺物も所蔵されているなど、鈴木遺跡との所縁も深く、こうした施設との交流を盛んにすることによって、より広い範囲の方々に鈴木遺跡の価値や魅力を伝えていきます。



- (3) 市役所庁舎1階の壁面には鈴木遺跡からインスピレーションを得たという山口長男のモザイク壁画「創生」が飾られているほか、玉川上水に面して彫刻家平櫛田中の終焉の地があり、作品を収蔵した平櫛田中彫刻美術館があります。このほか、彫刻家斎藤素巖の作品が中央図書館の壁面や緑道沿いに配され、武蔵野美術大学が所在するなど、豊富な美術系の文化資源を擁していることから、これらとのコラボレーションを通じて、関心呼び込む工夫を行います。
- (4) 上記以外にも、市内にはふれあい下水道館、ガスミュージアム、ブリヂストン小平工場内の Bridgestone Innovation Gallery などの展示施設があり、周辺市にも上述の江戸東京たてもの園の他、多摩六都科学館、東村山ふるさと歴史館など、各種の文化施設が所在していることから、こうした施設と積極的な連携交流を行っていきます。

## 第9章 整備

### 第1節 整備の方向性

鈴木遺跡の適切な保存と有効な活用を図るために、基本的に保存管理等用地、保存区やコゲラの森を中心に指定地の整備を行います。整備は、史跡の本質的価値を維持するための「保存のための整備」と、見学者が本質的価値を理解しやすくなるようにする「活用のための整備」に分けられます。

史跡全体の整備の方向性を示した上で、指定地の状況により、保存区・コゲラの森、保存管理等用地、鈴木遺跡資料館に分けて、整備の方法を示します。

#### 1 指定地（A-1区、A-2区）及び今後指定を目指す範囲（B区）

##### (1) 全体の方向性

ア 整備基本計画を策定し、整備の具体的内容、事業計画を定めた上、保存と活用の両面の調和を図りながら、計画的に整備事業を進めます。

イ 整備は、これまでの調査研究によって得られた学術的成果に基づいて実施します。史跡の内容確認や整備事業に必要な情報を得るための調査を必要に応じて実施します。

ウ 整備に伴う住民説明会や整備工事見学会等の開催、整備状況の情報発信を行い、史跡や整備事業に対する市民理解を得ながら事業に取り組みます。

##### (2) 保存のための整備

日常的な維持管理、経過観察を適切に行うとともに、遺構の毀損を未然に防止するように努めます。遺構の毀損が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止措置を取るとともに、毀損の程度、発生原因等に応じた復旧の方法を検討し、必要な手続きを行った上、復旧措置を実施します。

##### (3) 活用のための整備

鈴木遺跡の本質的価値を伝えるための遺構の平面表示やサイン、鈴木遺跡資料館（ガイダンス施設）のリニューアル、保存管理等用地の史跡広場化、トイレ等の便益施設の整備、景観向上、市民の憩いの場や地域の活動の場として活用を図るための環境整備等を計画的に実施して、総体として旧石器時代の環境・景観を体験できる整備活用を目指します。

#### 2 鈴木遺跡保存管理等用地

鈴木遺跡保存管理等用地は現状では以前に存在した施設の埋設管や基礎が残存し、樹木や雑草が繁茂した状態となっています。用地の北側と東側は武蔵野団地、西側と南側は住宅地に囲まれています。こうした状況を踏まえて、整備の方向性を次のように設定します。

(1) 旧石神井川の源流部に営まれた鈴木遺跡に対する理解を深めることができるよう、残置された建物基礎への盛土を利用して鈴木遺跡をイメージした地形再現を行ったゾーン（図 25-3,5）を設け、園路で周回して往時の環境や地形、景観が体感できるよう工夫します。

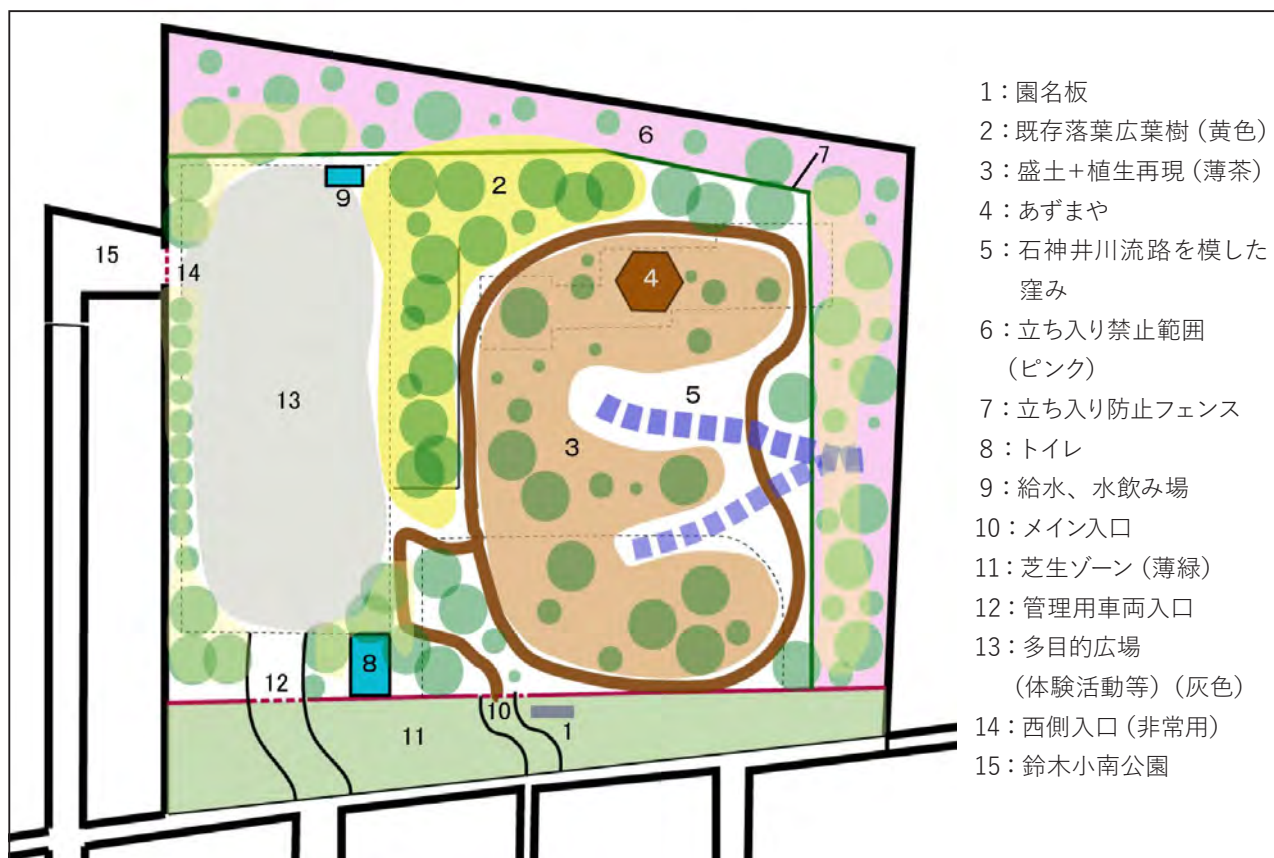
(2) 便益施設としてのトイレ（図 25-8）や給水所（図 25-9）の他、鈴木遺跡発見以前の建物の旧地下ボイラー室によって遺物の包含層以下まで破壊された部分に、直射日光や雨を

避けることのできる あずまや等(図 25-4) を設置し、説明板や礫群標本を配置します。

さらに、その破壊された部分を再発掘し、そこでの土層セクションの剥ぎ取り標本(接状剥離)を作成し、床面をやや掘り下げたあずまやの中に展示することによって、この場所での地層の堆積を表現するとともに、標本の対応する地層上の位置に鈴木遺跡で抽出された文化層を表示することによって、12枚の畧重する文化層の存在やその推定年代を示します。

また、この再発掘に際して、セクション面に石器、礫群、炭化物片集中などの遺物や遺構が検出された場合には、その周辺を拡張し、現地での原位置表示などの活用を検討します。

- (3) 各種の屋外活動が行えるゾーン(図 25-13) を設け、ナイフ形石器づくりや礫群の再現など、旧石器時代人の生活を体験してもらえますようにします。
- (4) 植生の復元を行う部分以外では、既存樹木・樹林地を極力残し、緑の保全を図っていきます。
- (5) 周囲が住宅地に面し、接していることから、住民のプライバシーや平穏な生活環境を保全するため、北側と東側に立ち入り禁止ゾーンを設け、住宅地を見下ろしたりのぞき込んだりできないよう配慮し、開場時間や防犯カメラなど防犯対策も検討します。
- (6) 管理用車両の出入口(図 25-12) と歩行者専用の出入口(図 25-10) を分けて安全な通行を確保し、非常用の出入口(図 25-14) も既存公園に接する部分に設けるなど、安全面にも配慮します。
- (7) 歩行者専用道である南側の草花街道に接する部分に芝生ゾーン(図 25-11) を設け、南側住宅との緩衝帯とするとともに憩いの場とします。



【図 25】 保存管理等用地整備イメージ図(一例)

### 3 鈴木遺跡資料館

鈴木遺跡資料館は、史跡範囲の外に移転を行い、鈴木遺跡の魅力を伝える展示・ガイダンス施設であるとともに、史跡の適切な保存管理、活用、整備及び調査研究のための拠点施設となるように整備を検討します。

移転先は、史跡指定地にほど近く、見学者が様々な形で利用しやすい場所であるとともに、史跡の保存管理、及び将来的な史跡範囲の拡張、良好な景観形成などに支障のない場所を検討します。

### 4 保存区

鈴木遺跡保存管理等用地と鈴木遺跡資料館用地以外の2か所の保存区については、遺跡の解説板やサインの設置など一定の整備が行われていますが、デザインや表現等に統一感がありません。また照明やフェンスなどの維持や植栽等については、周辺の景観との協調を図りつつ、より適正な整備活用を目指します。

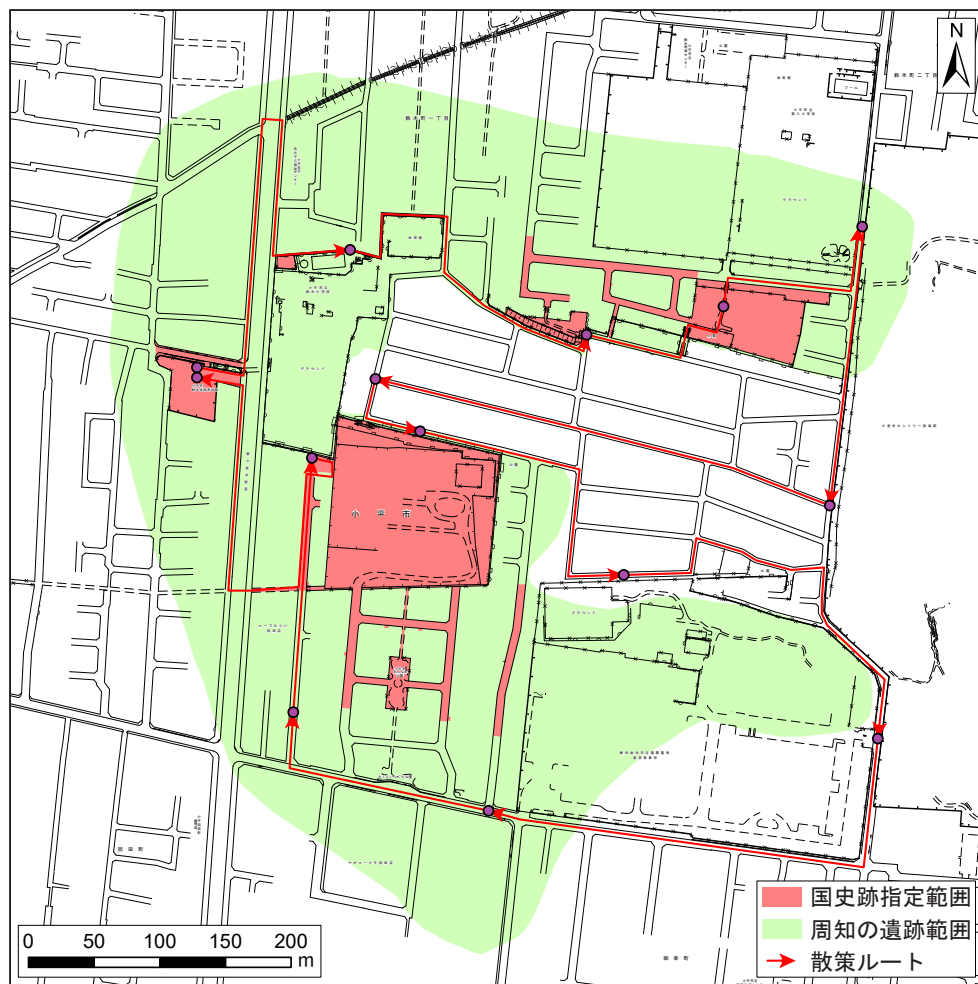
### 5 コゲラの森

特別緑地保全地区にも指定されている、市内でも貴重な緑地であるコゲラの森については、史跡としての保存、管理とは別に、緑地としての配慮も求められるため、関係する部局や団体とも連携、協調しながら、史跡範囲内であることを明示したり、地形や景観の観察上のポイントを紹介する説明板を設けるなど適切な活用につなげられる方策を検討していきます。

### 6 史跡全体

- (1) 保存管理等用地の内外やその他の保存区、ガイダンス施設としての鈴木遺跡資料館や新規に設置するものを含めた案内看板やサインを有機的に結ぶモデルルートとしての周遊回路を設け、「見て歩きマップ(仮称)」を通じて、遺跡の形状や地形、景観に対する理解を深めてもらうようにします。このマップは、紙ベースのものを鈴木遺跡資料館などで配布するほか、案内看板などに設置した二次元コードなどから、各自の情報端末を通じて入手し、利用できるように工夫します。
- (2) 地形や景観の観察など、主要なビューポイントには解説用の説明板を設け、視線を誘導したり、地形的特徴などのもつ意味を解説したりします。
- (3) モデルルートやビューポイントでの解説内容は、インターネットを通じて共有できるようにするなど、遠隔地の方の関心を引き付ける工夫を検討します。





【図 26】モデルルート例

## 第2節 整備の方法

### 1 指定地全体

#### (1) 保存のための整備

##### ア 史跡標識及び境界標の設置

文化財保護法において設置が義務付けられている施設で、史跡地であることを示す標識、境界標を新たに設置します。

##### イ 点検

史跡指定地内には法面・擁壁を有している箇所があるため、調査を行い適切な保護を行います。

##### ウ 遺構・遺物の保護

指定地内及び隣接区域の発掘調査の結果を踏まえ、遺構や遺物を包含している深さを考慮して、盛土や舗装による保護を検討します。既存の調査結果から、遺構・遺物の包含層の深さを推定できない場合には、地中レーダー等の非破壊の調査を中心に、遺構への影響を最小限に抑えた調査を行った上で、保護の方法を検討します。

##### エ 植生の管理

指定地内の樹木は、危険木・支障木の剪定・伐採を行うとともに、根が遺構に影響を与えないか調査の上で、遺構への影響が想定される場合には、伐採・伐根等の処置を行います。また、芝生・カバープラントの維持や落葉や雑草など周辺への配慮を含めた管理を徹底します。

#### (2) 活用のための整備

##### ア 案内・解説に必要な施設（サイン類）の整備

鈴木遺跡を案内するサイン類や、鈴木遺跡及び鈴木遺跡を構成する個々の遺構等に関する情報を解説するサインは、見学者の動線や史跡の景観に配慮し、全体的に調和のとれたものとなるよう、設置対象、設置位置、仕様、解説内容、多言語対応等を検討した上、計画的に設置します。また、史跡範囲外についても、玉川上水沿い等通行の多い場所に鈴木遺跡へ誘導するサインを設置します。

##### イ AR・VRの整備

鈴木遺跡は、遺跡の範囲が広く、史跡指定地及び各保存区が点在していること、保存区によっては面積が小さいことや周囲の環境により、大きな整備を行えないことから、AR・VRを積極的に活用し、各保存区を繋げ見学者が快適に巡遊できるようにするとともに、史跡の本質的価値を伝えられるよう工夫していきます。

##### ウ 便益施設・管理施設の整備

快適な見学環境や見学者が憩うことができる利用環境を提供するために必要となるトイレや休憩所、駐車場等の便益施設、史跡の保存のために必要となる管理施設の設置は、周囲の環境や景観の影響を十分検討した上、史跡範囲内外を含めて設置を行うこととします。

また史跡へのアクセスには、多様な交通手段の活用について検討します。

## 2 保存区・コゲラの森

### (1) 保存のための整備

各保存区については指定地全体の整備の方法に従い、コゲラの森については、指定地全体の整備の方法に加え、鈴木町1丁目特別緑地保全地区保全計画に従うものとします。

### (2) 活用のための整備

活用のための整備については、各保存区により条件が異なるため、個別に記載し、保存管理等用地については、他の保存区に比べて面積が大きく、整備の条件が異なるため別途に記載します。

#### ア 鈴木小学校保存区

(ア) 新小金井街道に面しているものの、保存区としての面積は狭いため、保存区内に立ち入るのではなく、保存区北側通路及び新小金井街道側から見学する形の整備等を検討します。

(イ) 既存の調査成果(表5集 No.8,34 ②,36,40)をもとに、遺構復元、説明サイン、AR・VRの内容を検討します。

#### イ 鈴木遺跡資料館用地

(ア) 鈴木遺跡資料館の移転後に、鈴木遺跡資料館用地の保存区としての整備を検討します。

(イ) 既存の調査成果(表5集 No.2,4,7,13,28 ① 32, ①,43)をもとに、遺構復元、説明サイン、AR・VRの内容を検討します。

(ウ) 鈴木遺跡資料館用地は周囲よりやや標高が高く谷奥部を望む位置にあることから、鈴木遺跡資料館用地から谷奥部を望む旧石器時代の景観の推定画など鈴木遺跡の谷奥部を解説するための説明サインの設置、ビューポイントとなる場所の設置などを検討します。

(エ) まとまった面積があることから、展示や解説機能を有するあずまやの設置を検討します。

#### ウ 鈴木町1丁目390番地保存区

(ア) 既存の調査成果(表5集 No.19,38,52)をもとに、遺構復元、説明サイン、AR・VRの内容を検討します。

(イ) 説明看板・サイン等を設置する際、保存区近隣の住民への配慮をした整備を検討します。

(ウ) 住宅地の中にあることから、保存区へのアクセス・アプローチについても、周辺住民の通行等の利便性や安全、住環境を妨げないように慎重に検討します。

#### エ コゲラの森

現状において、緑地保全地区・公園として機能していることから、緑地保全・公園利用を妨げない範囲で整備を行います。説明サインの設置を中心に行い、鈴木遺跡北東区の地形や特徴を伝える整備とします。また、現状の植生を活かした整備についても検討します。

### 3 保存等管理用地

#### (1) 保存のための整備

- ア 史跡広場としての整備に当たって、遺構の深さや必要な盛土の量について調査・検討を行い、整備により遺構へ悪影響を与えないように十分留意します。
- イ 埋設管や建物基礎の撤去に当たっては、地中レーダー等の非破壊による調査を中心に遺構への影響の少ない方法で調査を行い、適切な処理を行います。
- ウ 樹木が繁茂していることから、植生の調査を行い、既存の樹木の根が遺構への影響を与えないか、或いは植生復元に当たり、それが地下の遺構に影響を与えないかを適切に把握し、影響がある場合には盛土等の処置を行います。

#### (2) 活用のための整備

- ア 地下に存在する遺構について、見学者が十分に理解できるように、遺構復元や説明サインに加えてAR・VRを有効に活用した解説を行うとともに、広大な敷地を活かし、ゾーニングを行い、各ゾーン毎に異なる整備を行うことにより、鈴木遺跡の本質的価値を多面的に伝えることができるよう検討します。
- イ 遺跡広場にアクセスできる時間帯の設定や、アプローチからの入退場についての管理など、地域住民に配慮した計画を設定し、門の設置などそれにあわせた整備を行います。また、住宅地との境界には、史跡地から住宅地への視線を遮るとともに、火災の発生時に延焼が広がるのを防ぐために、防火植栽を行うことを検討します。
- ウ 現状の緑を保全することを基本としますが、敷地内の一部に既存の調査結果や専門家（有識者）による意見を踏まえた上で、旧石器時代の植生の再現を検討します。
- エ 史跡広場に必要となるトイレ・休憩所などは、既存の基礎や埋設管のある場所など、遺構への影響が少ない場所への設置を検討します。
- オ 見学者や周辺住民が安心して利用できるようにするほか、史跡の毀損を防ぐために史跡広場内に監視カメラを設置する等の防犯措置を行うことを検討します。ただし、監視カメラを設置する際は、周辺住民のプライバシーへ十分に配慮するものとします。

### 4 鈴木遺跡資料館

#### (1) 保存のための整備

- ア 鈴木遺跡資料館の移転先は、史跡範囲外とし、今後の状況に合わせて、増改築ができる場所を検討します。
- イ 鈴木遺跡の貴重で豊富な出土品を適切に管理・保存し、展示に供せるように収蔵庫は十分な大きさと性能を持ったものとします。
- ウ 鈴木遺跡資料館が移転した際は、現行の鈴木遺跡資料館用地の適切な保存・活用について検討を行います。

#### (2) 活用のための整備

- ア 鈴木遺跡資料館の移転先は、鈴木遺跡の特徴的な鈴木遺跡の立地と景観の視点場となる場所を検討します。
- イ 新設する鈴木資料館は、鈴木遺跡の魅力を伝える展示施設であるとともに、史跡の適切な保存管理、活用、整備のための拠点施設となるものとした上で、AR・VR用の機器



の利用など見学者への便宜を検討します。

- ウ 友の会やボランティア、関係者といった鈴木遺跡の支援団体が活動できるように、交流室等の設置を検討します。
- エ 学校利用や生涯学習での利用のため、小平市福祉のまちづくり条例に則り、施設はユニバーサルデザインに配慮し、十分な駐車場を確保するなどの検討を行います。

## 第10章 運営・体制の整備

### 第1節 運営・体制の整備の方向性

鈴木遺跡を適切に保存、活用、整備するため、庁内関連部署及び関係機関等との運営・体制の整備を行います。また、地元自治会や地域関係者との情報共有や連携協力を図り、地域と行政が一体となった史跡の保存活用を行います。

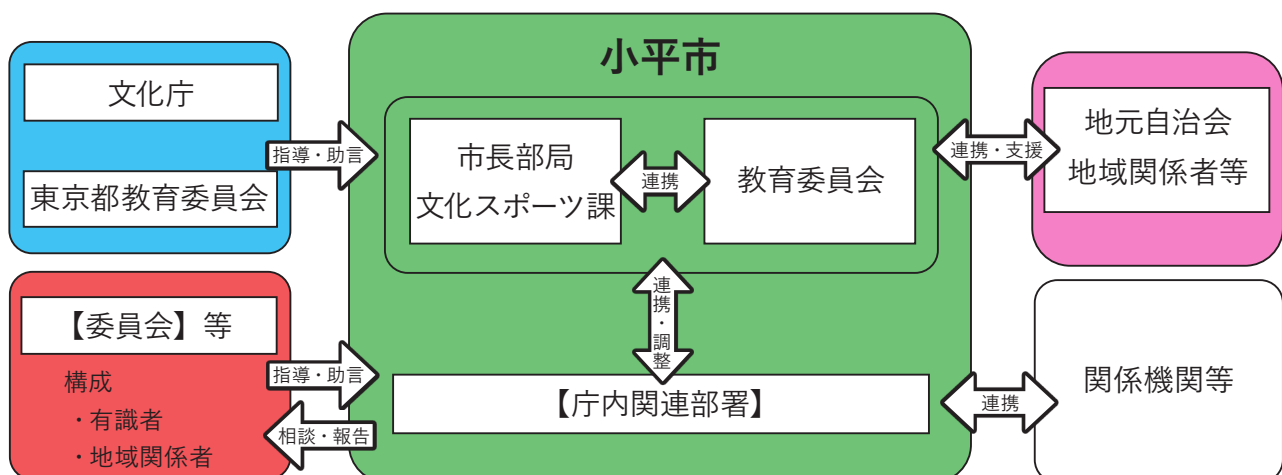
### 第2節 運営・体制の整備の方法

#### 1 保存、活用、整備体制の整備

- (1) 保存、活用、整備等に関する事業の計画策定、実施については、庁内関連部署と十分に協議を行い、文化庁及び東京都教育委員会の指導助言を得ながら行います。
- (2) 史跡の日常管理や、今後の保存、活用、整備等に関する事業を行うに当たり、庁内関連部署及び関係機関と連携して、適切な保存を行える体制を構築します。
- (3) 保存、活用、整備等に関する事業の計画策定、実施において必要性が認められる場合には、有識者や地域関係者からなる委員会等を設置して、指導・助言を求めます。

#### 2 地域との協力体制の整備

- (1) 保存活用に関して、地元自治会や地域関係者等との連携を図り、鈴木遺跡の調査研究成果等の情報共有、連携事業等を行うほか、日常管理についても連携協力できる体制を整備します。
- (2) 市民参加型の保存、活用、整備等に関する事業の検討や、講演会等の普及公開事業の継続、資料館における人材養成など、史跡の保存活用の機運を高める取組を行うことで、担い手となる人材確保につなげます。
- (3) 地元自治会及び地域関係者等が実施する史跡の保存や活用に係る活動に対する支援を検討します。



【図27】運営・体制図

